

中央監視及びボイラー運転管理業務委託仕様書 【区分2】

岩手県立千厩病院の中央監視設備による監視及びボイラー設備の運転管理ならびに日常点検業務を委託するにあたり、この仕様書に定めるところによる。

1. 業務の内容

(1) 委託する業務の範囲

- ① 中央監視設備による設備の運転及び運転状況の監視
- ② ボイラー設備等の各種設備の運転管理
- ③ 設備器機の安全運転のための日常点検及び定期点検
- ④ 館内光熱水全般の管理及び省エネルギーのための調査、分析
- ⑤ 設備の運転にかかる燃料、消耗品等の在庫管理、補充
- ⑥ 障害発生、設備破損、火災発生等非常時の対応
- ⑦ 設備、器機の法定点検等の立会い
- ⑧ 館内照明の点検、交換
- ⑨ 構内環境の整備、保持(除雪作業含む)
- ⑩ その他、千厩病院(以下、丙とする)からの指示によるもの

(2) 業務実施上の留意点

- ① 関係法規等を熟知し、それを遵守すること。
- ② 中央監視盤、各点検盤を日常点検し、各設備及び装置の機能を十分発揮し得るようにすること。
- ③ 館内温度を適温に管理し、省エネルギーに努めること。
- ④ 館内光熱水全般の管理をし、省エネルギーのための調査、分析を行うこと。
- ⑤ 設備や器機の故障や異常発生の予防に努め、耐久性の維持と保全を心がけること。
- ⑥ 構内を巡視し、常に構内環境の整備、保持に努めること。
- ⑦ 労働安全規則等を遵守し、作業の安全を確保すること。

2. 運転管理及び点検を行う設備

(1) 熱源器機設備

- ① ボイラー(重油タンク等関連設備を含む)
- ② 冷凍機
- ③ 冷却塔
- ④ その他熱源関連設備全般
- ⑤ オートクレーブ

(2) 電気設備

- ① 受変電設備
- ② 自家発電設備
- ③ 分電盤設備
- ④ 電灯、コンセント設備
- ⑤ その他、電気関連設備全般

(3) 空調、衛生設備

- ① 空調設備(室外機、吹出口、フィルター等含む)
- ② 給排水設備(受水槽、高架水槽、ポンプ等含む)
- ③ 衛生設備(水道、トイレ等含む)
- ④ 給湯設備(電気温水器含む)
- ⑤ その他、空調、衛生関連設備全般

(4) エレベーター設備

- ① 一般用エレベーター(3基)
- ② 配・下膳用エレベーター(1基)

(5) 防災設備

- ① 消火設備(スプリンクラー、散水栓等含む)
- ② 防災設備(誘導灯、火災報知器、非常放送、防火戸等含む)
- ③ その他、防災関連設備全般

- (6) 特殊設備
 - ① 医療ガス設備(酸素、窒素、圧縮空気、吸引装置)
 - ② LPガス設備

3. 業務従事者の要件

- (1) 責任者の指名
受託者(以下、乙とする)は、責任者を指名し委託業務を統括させること。
- (2) 従事者の要件
 - ① 1級または2級ボイラー免許所持者であること。
 - ② 従事者のうち1名は危険物乙種4類の免許所持者であること。
 - ③ 乙は、委託業務の着手前に前記①を証明する書類及び従業員名簿を磐井病院(以下、甲とする)及び丙に提出しなければならない。
- (3) 従事者の適正
 - ① 乙は、この業務の品位を傷つけるような者を従事させてはならない。
 - ② 適正が疑わしいと認められる者があった場合は、丙は乙に対してその者の交替を命じることができる。

4. 管理計画書の提出

乙は、業務を実施するにあたり、事前に運転管理(ボイラー運転含む)及び点検業務を示す管理計画書を甲及び丙に提出し承認を受けるものとする。

6. 関係書類の提出

- (1) 乙は、委託が完了した都度、「ボイラー日誌」を丙に提出し、確認を受けなければならない。
- (2) 乙は、各設備の点検業務が完了した都度、「点検表」を丙に提出し、確認を受けなければならない。

7. 従事者の明示等

- (1) 乙は、従事者にネームプレートを付けさせ、常に清潔な作業衣を着用させること。
- (2) 乙は、この業務について相当の訓練、教育を受けた健康な者を従事させること。

8. 従事者の配置

乙は、委託業務を実施するにあたり、委託業務が円滑に行われるよう人員を配置すること。

9. 留意事項

- 病院業務の特殊性から、次の事項については特に十分留意して業務を行うこと。
- (1) 患者、来院者及び職員に不快感を与えることのないように、言動、身だしなみ等に十分留意すること。
- (2) 業務上知り得た甲及び丙、甲及び丙の職員並びに患者等の秘密は、決して他に漏らさないこと。
- (3) 甲及び丙からの指示には、速やかに対応すること。
- (4) 従事者は、来院者や職員等の駐車場の妨げにならない範囲で職員駐車場の利用ができること。

中央監視及びボイラー運転管理業務委託明細書

1. 勤務の形態

(1) 勤務時間等

- ① 夏期(5月～10月)
 - 早番 05:00 ～ 13:45
 - 遅番 12:00 ～ 20:45
- ② 冬期(11月～4月)
 - 日勤 08:30 ～ 17:15
 - 準夜 16:15 ～ 01:15
 - 深夜 01:00 ～ 10:15

(2) 勤務の割振り

- ① 前記の時間帯には、必ず従事者が1名は勤務していなければならない。
- ② 乙は、決められた期日までに翌月分の勤務割振り表を作成し、丙の承認を得なければならない。

2. 日常点検の主な内容

(1) 熱源器機設備

- ① 計器等による確認
- ② 埃の付着、汚れ、水漏れ等の確認及び清掃
- ③ その他関連設備の正常状態維持のための業務全般

(2) 電気設備

- ① 照明器具の点灯の状況確認及び交換
- ② 契約電力量維持のための使用電力管理
- ③ その他関連設備の正常状態維持のための業務全般

(3) 空調、衛生設備

- ① 仕様水道量の確認
- ② 水道栓等簡易な器具の修理及び交換
- ③ 空調フィルター類の状況確認及び清掃、交換
- ④ その他関連設備の正常対応維持のための業務全般

(4) エレベーター設備

- ① フロアとの段差の確認
- ② エレベーター内照明の点灯状況確認

(5) 防災設備

- ① 誘導灯の点灯状況の確認及び交換
- ② 防火戸作動時の障害物の有無の確認

(6) 特殊設備

- ① 医療ガス及び液化酸素タンク等の点検(結霜除去含む)
- ② LPガス設備の点検

(7) 構内環境の保持

- ① 構内全域のゴミ撤去
- ② 降雪時の構内主要場所の除雪
- ③ その他構内環境保持のための業務

3. 故障及び異常発生対策

- (1) 乙は、故障または異常を発見若しくは連絡があった場合は、丙に報告し指示を受けるものとする。
- (2) 乙は、必要に応じて関係業者へ依頼するとともに丙に報告する。
- (3) 乙は、故障若しくは異常状態の正常復帰後、直ちに丙に報告する。

4. 非常時の対策

- (1) 乙は、丙の組織する自衛消防隊に所属すること。
- (2) 乙は、丙が実施する防火訓練に参加すること。
- (3) 乙は、火災、地震等の非常時には自衛消防隊員として丙の指揮下に入り、その対策に従事しなければならない。

5. その他

乙は、丙が実施するISOに関する訓練及び研修会に参加すること。

その他日常の業務詳細については「中央監視及びボイラー運転管理方法」を遵守し行うこと。

中央監視及びボイラー運転管理方法

1. ランニングコストの削減

基本方針として、ランニングコストを意識してその削減に努めること。

(1) 換気・通風の確保

① 窓、トップライト、排煙窓、欄間等を開放して換気、通風を確保する。(中間期)

(2) 太陽光熱の利用

① 窓、トップライトを利用して明るさを確保する。

② 南側は、太陽光熱を利用して冬期の暖房の一助とするなど、室内温度をコントロールする。

(3) 定期巡回

① 定期巡回を行い、過剰な冷暖房や不要灯等がないか調査し、必要な措置を講じること。

② 院内各部署に対して、省エネルギーのための対策を提案、指導すること。

2. 監視方法

基本方針として、各種設備及び全館の監視を行うものであり、異常発生時には迅速な対応に努めること。

(1) 個別選択

監視中、任意の各種設備の運転状況を確認または計測値を求める必要が生じたとき監視盤の操作により、監視または記録の取り出しを行う。

(2) 警報と対応

監視中、各種設備に異常が発生した場合、その警報に基づいて事故または異常の発生に迅速に対応する。

3. 異常時の対応と報告

(1) 故意または異常が発生した場合は、現場へ出向し実際の状況を確認し、緊急の措置を講じるとともに、その状況を丙へ報告する。

なお、必要に応じて書面により報告すること。

(2) 正常状態に復帰後は、関係部署へ報告するとともに、丙に報告する。

4. 監視盤による運転の実施

(1) スケジュール運転操作

照明、空調等を予め定められた使用時間に合わせて遠隔操作する。また、運転スケジュールを甲の要請に合わせて任意に作成し、必要状況に対応させた自動発停を行いそれを監視盤上で確認する。

(2) 電力デマンド監視

受電電力メーターで最大電力を確認し、傾向予測を行う。また、デマンドでの超過が予想される場合は、一定以上の負荷を停止すること。

(3) 停電処理

停電時に、自家発電装置が稼動し始めたとき、必要な負荷制御を自動的に行うことを確認する。

(4) 復電処理

停電復旧後、自動的に停電前の運転状態に戻り、正常運転になることを確保する。

(5) 火災時の空調停止

火災信号が入力されたとき、関連空調機が自動的に停止したかを確認し、関連部署に連絡する。

5. 防災

- (1) 防災盤が発報した場合、発報箇所の現場確認を行い、誤報であれば原因を調べて直ちに丙に報告すること。
なお、火災が発生した場合は、消防計画によること。
- (2) ガス漏れ検知器が作動した場合は、ガス遮断弁が自動的に作動するので、動作が確実に実施されたかを確認し、系統ガスの元栓等の閉止等を迅速に行う。

6. ボイラー運転管理

基本方針として、ボイラー運転は常に効率的な稼動に努めること。

- (1) ボイラーの重油メーター及び給水メーターの検針を使用ボイラー毎に行い、一日の使用量を日誌に記載して丙へ報告する。
- (2) ボイラー運転開始時における低水位警報テストを行い、警報装置が正常に作動するか確認する。
- (3) 蒸気配管など、蒸気系統の状況を日常的に確認し、維持管理を行う。
- (4) ボイラーに給水される水質の維持管理を行う。
- (5) ボイラー日常点検表を作成し、その項目に従い日常点検を行い、異常の有無を確認する。

7. 各設備の点検表の作成

乙は、定められた委託業務を遂行するため、必要とする各種の点検表、報告書等を作成し、丙は必要に応じそれらの提出を求めることができるものであること。

事務局長	事務局次長	担当者	主任ボイラー技師

ボイラー日誌

令和 年 月 日 曜日 天候

最高気温°C(14時)	最低気温°C(6時)	ボイラー室温

勤務者氏名	時間	勤務者氏名	時間	勤務者氏名	時間
	自 時 分		自 時 分		自 時 分
	至 時 分		至 時 分		至 時 分
温水ヒーター		厨房用ボイラー		手術中材ボイラー	
点火時間	停止時間	点火時間	停止時間	点火時間	停止時間
時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

種別			2 4 6 8 10 12 14 16 18 20 22 24																				
			2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24									
温度	3	F	南																				
	3	F	北																				
	4	F	南																				
	4	F	北																				
	5	F	南																				
	5	F	北																				
給湯	1	F	管理系統																				
	1	F	調理系統																				
	1	F	診療系統																				
	1	F	洗濯室系統																				
	2	F	医局診療系統																				
温熱減系統	3・4・5	F	病棟系統																				
	床暖温水管																						
	1	F	厨房系統																				
	1・2	F	管理系統																				
空調系統	3・4・5	F	病棟北																				
	3・4・5	F	病棟南																				
	R	I	系統																				
水源系統	手術室系統																						
	中材サプライ系統																						
	分娩室系統																						
	1	F	委託洗濯																				
	1	F	管理洗濯																				
重油	1	F	診療系統																				
	1	F	診療待合系統																				
	1	F	リハビリ系統																				
	1	F	売店・食堂・理容																				
	2	F	管理系統																				
	2	F	診療系統																				
	3	F																					
4	F																						
5	F																						

重油	前日残量	本日使用量	前日残量	空調	前日指示	本日指示	本日使用量
		本日 前日					

入荷

揚水量	前日指示	本日指示	本日使用量	衛生給湯	前日指示	本日指示	本日残量

備考

備考							
----	--	--	--	--	--	--	--